

戦傷病者等の

妻の皆さんへ

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法が改正され、次に該当する戦傷病者等の妻に特別給付金が支給されます。

■支給対象者等

①昭和58年4月2日以降に戦傷病者等と婚姻した妻または同日以降に戦後重傷により第5款症以上の戦傷病者等となった者の妻であって、平成3年4月1日において戦傷病者等である夫が第5款症以上の増加恩給を受けていた方：額面15万円（軽症者半額）、5年償還の国債

②これまでに一定の特別給付金受給権を取得した妻であって、昭和58年4月1日から昭和61年9月30日までの間に戦傷病者等である夫が戦争公務による傷病以外の原因により死亡した方：額面5万円、5年償還の国債

■請求期限 平成6年9月30日

日

※詳しいことのお問い合わせは、県厚生援護課（☎239627）まで。

11月は雇用保険

さわやか受給

推進月間

労働省では、雇用保険制度を正しく運用するため、11月を「雇用保険 さわやか受給 推進月間」と定め、不正受給の防止、摘発活動に努めています。

▼不正受給とは

○就職（パート、アルバイト、試用期間も含みます）した事実を隠したり、働いた日数を偽って申告する

○内職や手伝いをした事実および収入を隠したり、偽って申告する

○離職証明書、離職票、また各種の証明書を偽造または改ざんして提出するなどの不正な手段により、失業給付を受けようとすることです。

▼不正受給防止について（事業主の方へ）

○従業員の採用に当たっては、雇入年月日等を正確に届け出してください

○従業員の離職に当たっては、離職票に離職年月日、賃金、離職理由等についても正確に記載してください

▼不正受給は「見つかったら返す」ではすみません

○不正に申告した日以降支給停止

○不正に受給した金額は全額返還

○不正に受給した金額とは別に同額を納付命令に基づき返還させる場合がある

おはなし発表会

■とき 12月1日(日) 午後2時～4時

おはなし発表会

■ところ 南国教会（大浦甲三四九一）

■対象 4、5歳以上のおはなしの聞ける方

■入場料 無料

※詳しいことのお問い合わせは、西川和子（☎2082）まで。

「事件かな？」と思ったら

110番通報を

最近事件発生後に付近住民の皆さんに聞き込み捜査をしますと、「そういえばあのとき女性の悲鳴らしいものが聞こえた」とか「見たことのない人が隣の家から急いで出ていった」といった情報をいただけるのですが、もしそのときに110番通報をしていただけなら確実に犯人を捕まえることができるということです。

しかし、「痴話げんかと思った」とか「関わりあいになりたくない」等の理由から、多々あるのです。

110番通報されない方がたくさんいます。110番通報は、事件が確実に発生したと分かったときだけのものではありません。おかしいなと思った場合や怪しい人物を見掛けたりした場合にも、深夜早朝を問わず、110番通報していただきたいのです。通報が早ければ早いほど、被害者を無事救出することができ、また、犯人が捕まる可能性も高くなるのですから。



【南国警察署】